

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
許可申請の手引
【事務手続き 編】

令和 8 年 9 月

宮崎県盛土対策課

目 次

1. 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可等の概要.....	3
1.1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可等の趣旨	3
1.2 許可を要する工事	4
1.3 許可を要しない工事.....	9
1.4 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況	12
1.5 監督処分と罰則（法第 20 条、55 条～61 条）	14
1.6 土地の保全義務（法第 22 ・ 23 ・ 41 ・ 42 条）	14
2. 許可権者	15
2.1 許可権者	15
2.2 複数の規制区域にまたがる盛土等に対する許可の考え方.....	15
3. 許可基準	19
3.1 住民への周知（法第 11 条、法第 29 条、省令第 6 条、省令第 62 条）	19
3.2 工事主の資力・信用（法第 12 条第 2 項第 2 号、法 30 条第 2 項第 2 号）	19
3.3 工事施行者の能力（法第 12 条第 2 項第 3 号、法 30 条第 2 項第 3 号）	19
3.4 土地所有者等の同意（法第 12 条第 2 項第 4 号、法 30 条第 2 項第 4 号）	19
3.5 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準	19
3.6 土石の堆積に関する工事の技術基準	21
3.7 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格.....	21
4. 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等.....	23
4.1 事前相談.....	23
4.2 事前協議.....	23
4.3 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領	23
4.4 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出書作成要領.....	31
4.5 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領.....	34
4.6 許可申請書の提出先.....	35
4.7 標準処理期間	35
4.8 許可等申請手数料	36
4.9 許可後における留意事項	37
5. 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項	41
5.1 許可の条件	41
5.2 検査・確認・定期報告	42
6. 申請手続きの流れ	46
7. 手続きの一覧	47

8. 問い合わせ先	49
-----------------	----

はじめに

本手引きは、工事主等が宮崎県において申請手続をする場合の取扱いを示したものです。基づくべき技術的基準については、別途定めた「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引【技術的基準編】」を参照してください。

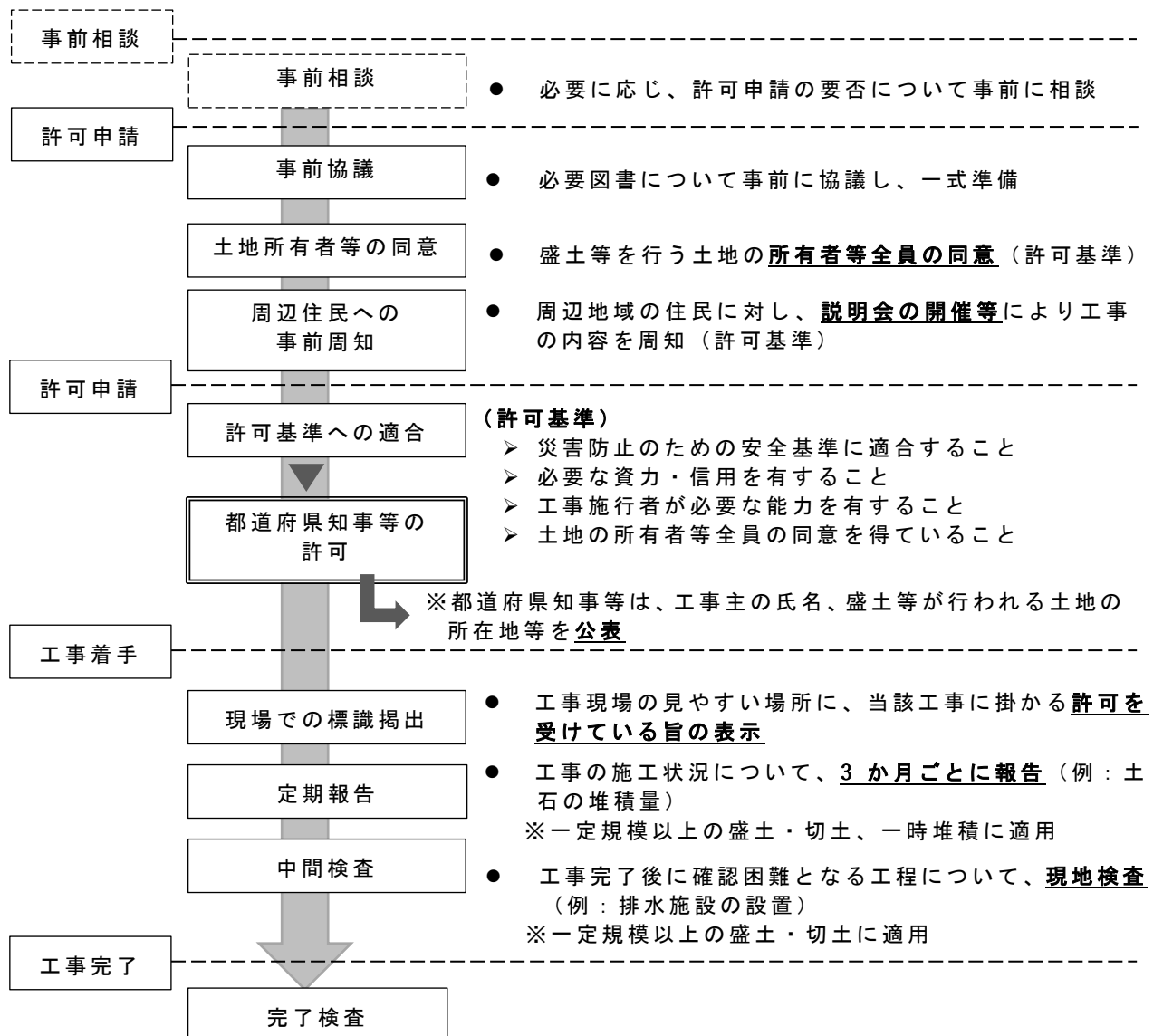
宮崎市においては、独自に手引きを策定している場合があります。このため、本手引きの取扱いとは異なる部分もありますので、あらかじめ、宮崎市にお問い合わせください。

なお、本手引きは、令和7年12月17日時点の内容であり、今後、変更が生じる可能性があります。

本手引きに記載の法令名等は、次のとおり省略しています。

法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
条例	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和6年宮崎県条例第47号）
細則	宮崎県宅地造成及び特定盛土等規制法等施行細則 （令和7年宮崎県規則第35号）

図 0.1 に、許可申請から工事完了までの流れを示します。



※都市計画法に基づく開発許可の対象工事の場合においても、盛土規制法に基づく手続きの標識掲出、定期報告、中間検査は必要となる。

図 0.1 宅地造成及び特定盛土等規制法 許可申請から工事完了までの基本的な流れ

1. 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可等の概要

1.1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可等の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うための許可制度です。

本手引内の用語の定義は、表 1.1 のとおりです。

表 1.1 用語の定義

用 語	定 義
宅 地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ・農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園及び河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）
農 地 等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものをいいます。また、特定盛土等は宅地造成を包含します。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第 4 条で定めるものをいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいいます。（政令第 1 条）
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

1.2 許可を要する工事

規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものとなります。表 1.2 に、許可を要する工事の行為と対象規模を、図 1.1 に許可対象となる盛土等の規模の概念図を示します。

表 1.2 許可を要する工事の行為と対象規模

行 為	対象規模
宅地造成 特定盛土等 (法第 2 条、政令第 3 条、 政令第 28 条)	《宅地造成等工事規制区域》 ①盛土で、高さが 1m を超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが 1m 以下であっても、切土と合わせて高さが 2m を超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが 2m を超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² を超えるもの(注 1)
	《特定盛土等規制区域》(注 3) ①盛土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 5m を超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが 2m 以下であっても、切土と合わせて高さが 5m を超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが 5m を超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの(注 1)
土石の堆積(注 2) (法第 2 条、政令第 4 条、 政令第 28 条、省令第 8 条 (10)イ)	《宅地造成等工事規制区域》 ①高さが 2m を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 m ² を超えるもの
	《特定盛土等規制区域》(注 3) ①高さが 5m を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 1,500 m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの

注 1:原則、盛土、切土又は土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超える部分が面積の対象規模要件となります。

注 2:土石の堆積の許可期間は 5 年以内となります。

注 3:特定盛土等規制区域内においては、届出が必要になる場合があります。(4.4 章参照)

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

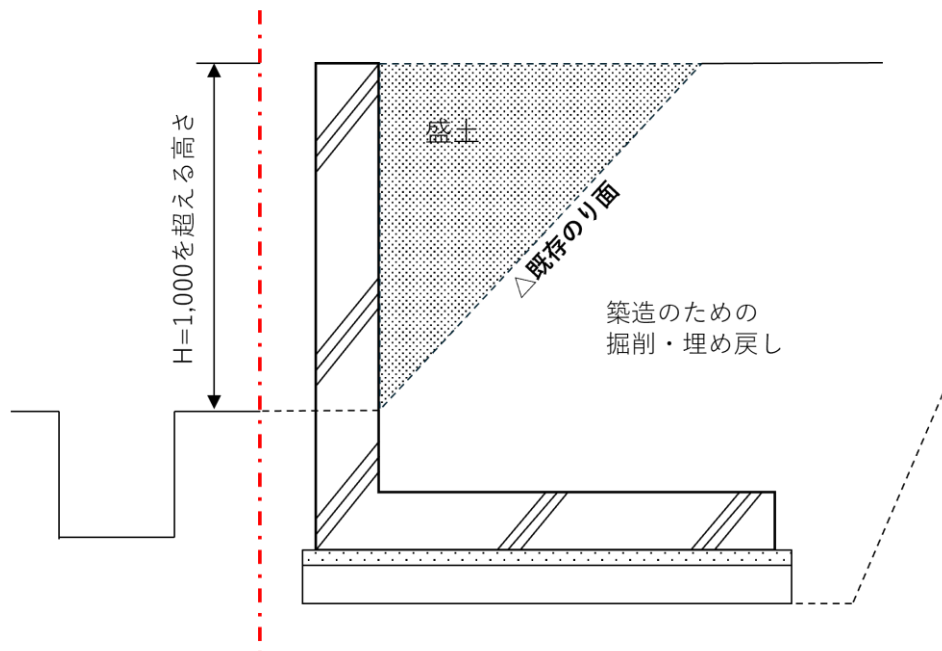
例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

図 1.1 許可対象となる盛土等の規模の概念図

出典：国土交通省「[盛土規制法パンフレット（事業者用）](#)」

【L型擁壁等の設置に伴う盛土について】



上記のようなL型擁壁等を設置する場合についても、盛土で高さが1mを超える崖を生じているものとして、許可申請が必要となります。

【盛土等の一体性の判断について】

既存盛土と接する新規盛土を造成する場合、全体を一体的な盛土とみなして許可の要否を判断するのにかについて、個々のケースにより判断することとなりますが、一体的な盛土と判断される場合には規制対象になり得ます。一体的であるかの判断は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断します。また、既存盛土の上に盛土する場合には、既存盛土が基礎地盤となるため、地盤条件等が適切に確保されているか技術的に確認してください。

(1) 事業者の同一性

事業者が実質的に同一主体と認められる場合であり、同一の事業者が行っている場合のほか、異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行っている場合や同一人物が複数の名義で行っている場合等があります。

(2) 物理的一体性

複数の盛土等が「隣接」しており、外形上一体の盛土等を形成する場合、複数の盛土等が「近接」しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、影響を及ぼすおそれのある場合（図 1.2 の左）や、同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり「一体不可分」となる場合（図 1.2 の右）があります。物理的一体性の「近接」に該当し得るケースを図 1.3 に示します。

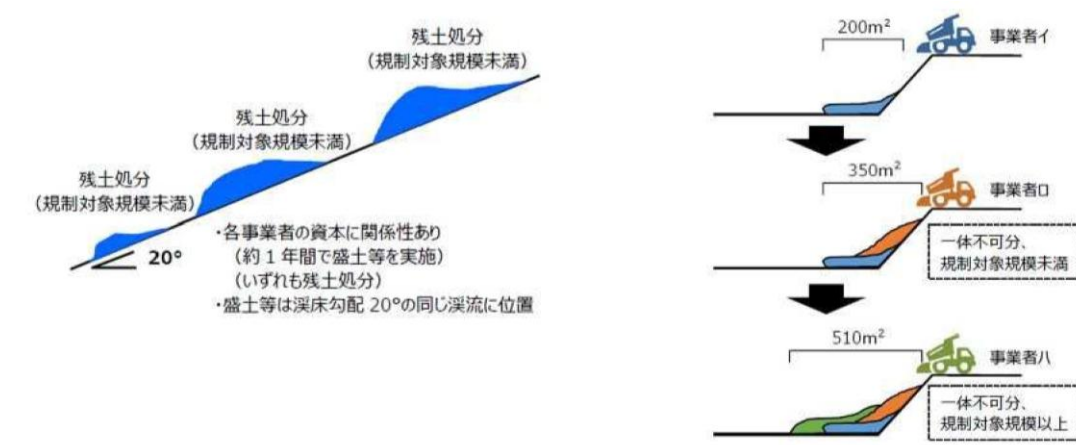


図 1.2 一体の盛土等と認められる場合の例

「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」（国土交通省、令和 5 年 5 月）

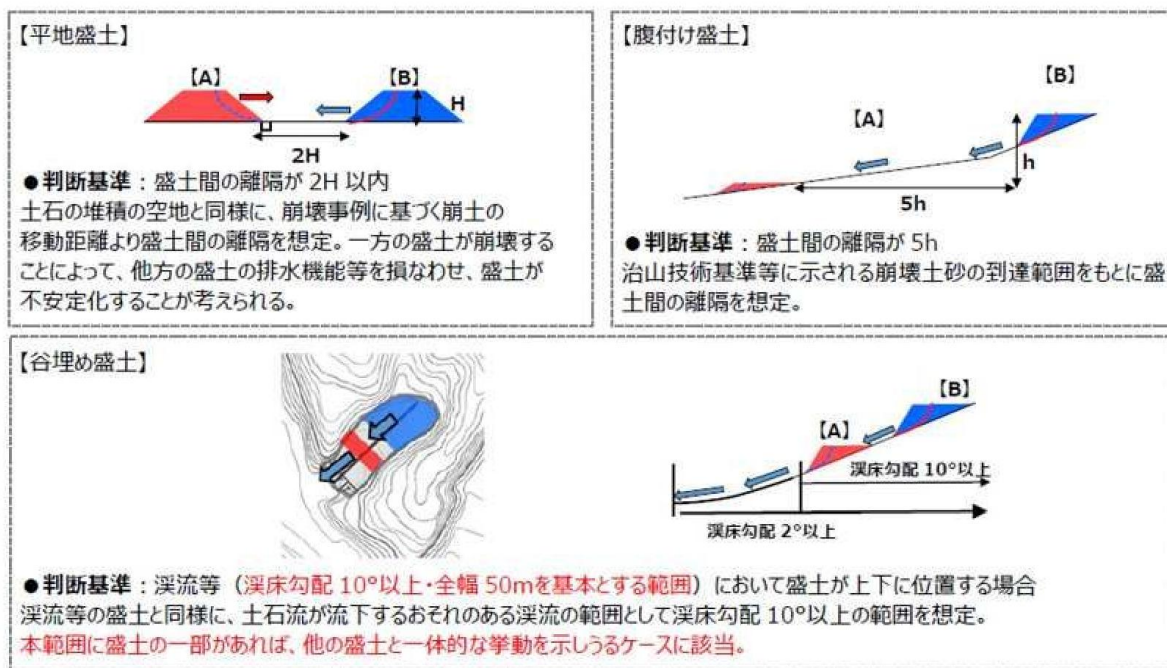


図 1.3 物理的一体性の「近接」に該当し得るケース

「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」（国土交通省、令和 5 年 5 月）

(3) 機能的一体性

事業的、計画的に行われるなど、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合を指します。

(4) 時期的近接性

甲地と乙地の造成等が行われた時期が近接しているものは、一体性があるものとして扱います。

(5) 判断基準について

具体的な判断基準としては、「事業者の同一性」が認められ、かつ「物理的一体性」も認められる場合には一体の盛土等であるとして判断します。その際、「機能的一体性」や「時期的近接性」は、事業者が一体的に盛土等を行っている疑いがあるか否かを判断するために確認します。

また、「事業者の同一性」が認められない場合であっても、複数の事業者が同じ土地に盛土等を行い、一体不可分の盛土等が形成された場合については、一体とみなします（図 1.2 の右）。

1.3 許可を要しない工事

表 1.3 許可を要しない工事

区 分	具体的な内容
公共施設用地 (法第 2 条第 1 項第 1 号、政令第 2 条、省令第 1 条各項)	道路、公園、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する防衛施設、 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第 12 条第 1 項ただし書、法第 27 条第 1 項ただし書、法第 30 条第 1 項ただし書、政令第 5 条第 1 項各号、政令第 27 条、政令第 29 条第 1 項、省令第 8 条第 1 項各号)	・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・ 採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・ 土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・ 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 高さ 2m 以下かつ面積 500 m² 超の盛土又は切土（政令第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。）であつて、盛土又は切土をする厚さが 30cm を超えないものを行う工事 ・ 政令第 4 条第 1 号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m² を超えないもの ・ 政令第 4 条第 2 号の土石の堆積であつて、土石の堆積をする厚さが 30cm を超えないもの ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注 1）であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注 2）又はその付近（注 3）に堆積するもの（注 4）
みなし許可となる工事 (法第 15 条各項、法第 34 条各項に基づき)	・ 国または都道府県、指定都市もしくは中核市が行う宅地造成等に関する工事について、許可権者との協議が成立した工事

区 分	具体的な内容
許可があつたもの（受けたもの）とみなす工事）	・都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項の許可を受けて行われる工事（注 5）
その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注 6）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であつてその前後の土地の地盤面の標高差が 30cm を超えないもの）

注 1:「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。

「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指すが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含みます。

注 2:「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）、工事の現場として取り扱います。

注 3:「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

注 4:土石の堆積については、表 1.2 の注 1 に期間を示していますが、工事の施行に付随して行われる土石の堆積については、これにかかわらず、本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要です。工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、管理体制等を記した誓約書の提出や同様の内容を記した標識の掲示の対応をしてください。

注 5:都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。許可後の手続及び規制については、都市計画法の規定のみならず、盛土規制法の規定も適用されることとなるため、留意が必要です。内容については、表 1.4 のとおりです。

注 6:営農行為の範疇に含まれるか否かについては、事前に相談を行ってください。

表 1.4 都市計画法による許可の特例

内容	条項	盛土規制法	備考
住民への周知	法第 11 条・29 条	—	
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知 等	法第 12 条・30 条	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	法第 13 条・31 条	<u>適用</u>	都市計画法第 33 条第 1 項 7 号 より引用
許可証の交付又は不許可の通知	法第 14 条・33 条	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	法第 16 条・35 条	—	都市計画法の規定に従う
完了検査等	法第 17 条・36 条	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	法第 18 条・37 条	<u>適用</u>	
定期の報告	法第 19 条・38 条	<u>適用</u>	
監督処分	法第 20 条・39 条	<u>適用</u>	
標識の掲示	法第 49 条	<u>適用</u>	

1.4 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域は、区域内で新たに行われる盛土等に関する工事の規制や、既存の盛土等に対する是正命令等を行うことにより盛土等に伴う災害から人命を守るために指定したもので、宮崎県における区域の指定状況は表 1.5 のとおりです。図 1.4 に宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図を示します。

表 1.5 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

市町名	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域		
	告示日	告示番号	施行日
宮崎県	令和 6 年 12 月 12 日	告示第 685 号	令和 7 年 5 月 1 日

※宮崎市についても、令和7年5月1日に規制区域が指定されました。

規制区域の詳細については宮崎市のホームページから確認できます。

[宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域の指定について\(宮崎市ホームページ\)](#)

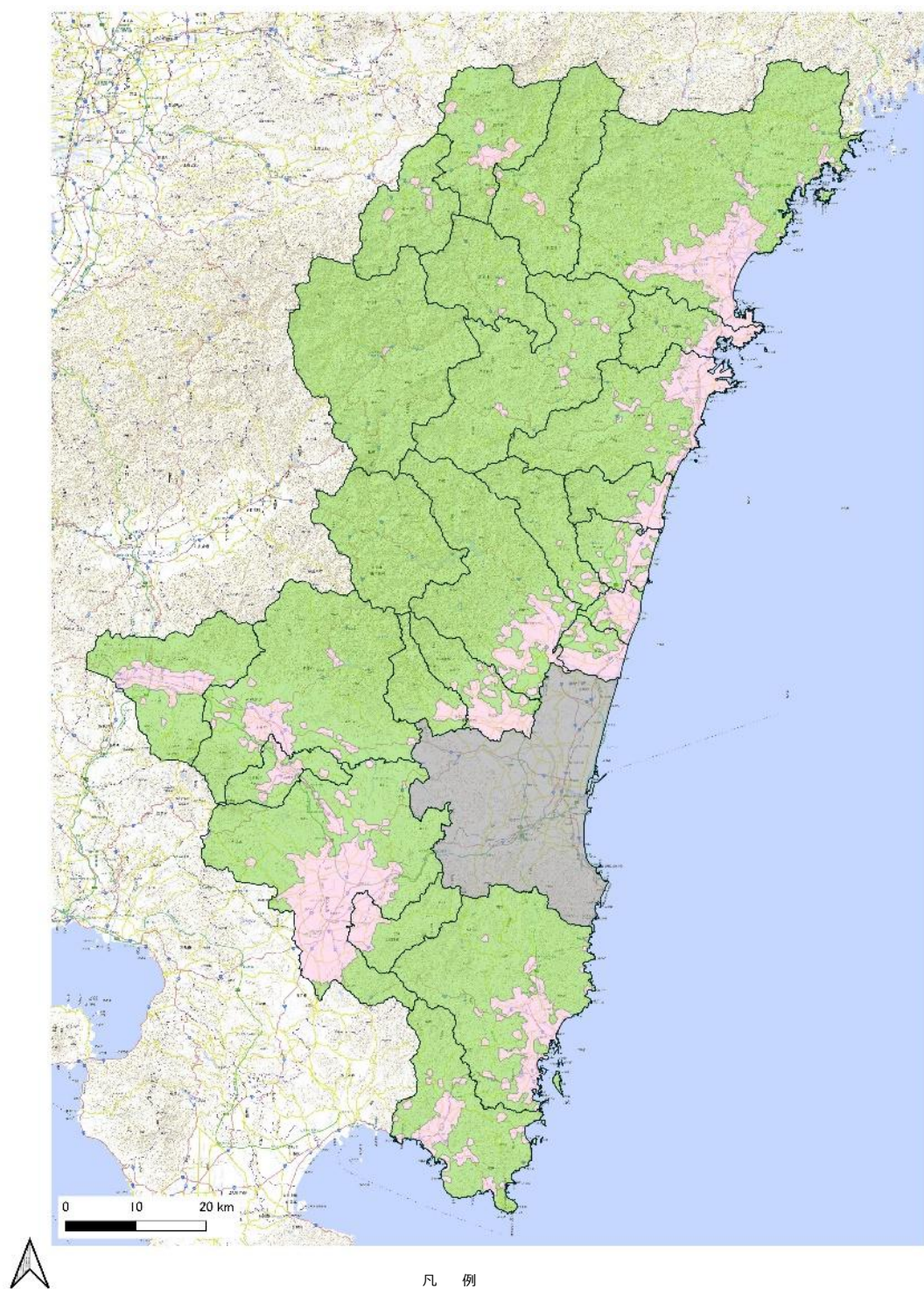


図 1.4 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域
(背景出典：電子地形図 25000(国土地理院))

※規制区域については、[宮崎県盛土等情報管理システム](#)により確認できます。

1.5 監督処分と罰則（法第 20 条、55 条～61 条）

宮崎県知事は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことがあります。また、無許可工事、許可条件に違反する工事、技術的基準の規定に適合していない工事及び中間検査を申請しないで施行する工事について、工事の施行停止、又は災害防止措置をとることを命令することがあります。

また、無許可で工事が施行された土地、完了検査を申請しない土地、完了検査の結果、技術的基準の規定に適合していない土地等について、土地の使用禁止若しくは制限、又は災害防止措置を取ることを命令することがあります。

無許可行為や命令違反等は、拘禁刑や罰金に処せられることがあります。

1.6 土地の保全義務（法第 22 ・ 23 ・ 41 ・ 42 条）

規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い崖崩れ等の災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければなりません。土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者がこの義務を十分に果たさず、その土地が危険な状態となっている場合には、宮崎県知事は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため、その程度に応じて防災措置を採ることを勧告し、改善されない場合は命令することがあります。

2. 許可権者

2.1 許可権者

表 2.1 に許可権者を示します。

宮崎県内の工事については宮崎県知事に許可の権限があります。

ただし、宮崎市については、宮崎市長が許可することとなるので、宮崎市の窓口で相談のうえ、許可申請書を提出してください。

表 2.1 宮崎県内の許可権者

地域	許可権者
宮崎県	宮崎県知事
宮崎市(中核市)	宮崎市長

2.2 複数の規制区域にまたがる盛土等に対する許可の考え方

(1) 基本的な考え方

異なる規制区域内で一体的に工事が行われる土地については、宅地造成等工事規制区域の要件から順に、各規制区域の規制要件に照らして、図 2.1 のとおり許可等の可否を判断します。

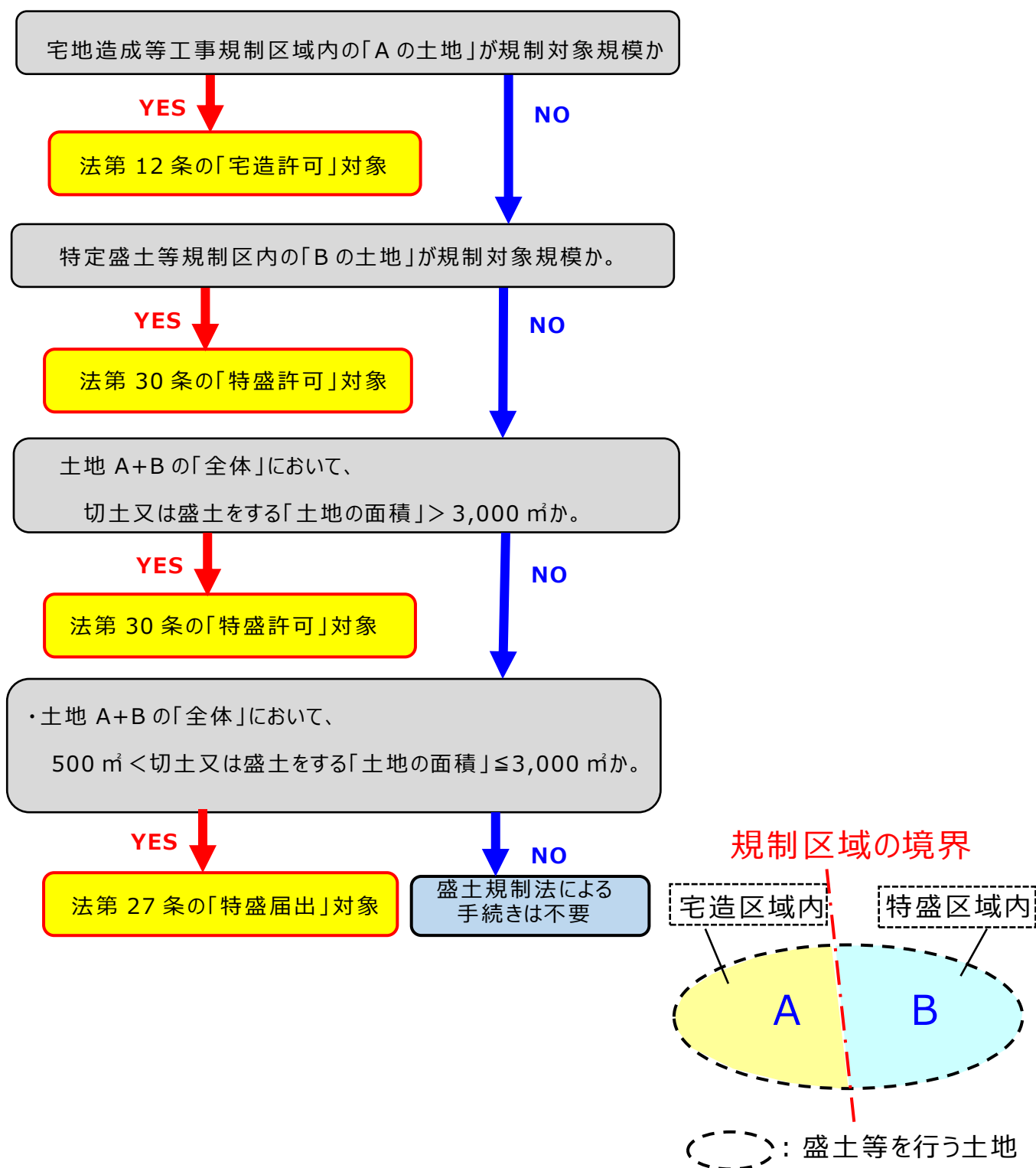


図 2.1 複数の規制区域にまたがる盛土等に対する許可の基本的な考え方

宅造許可：宅地造成等工事規制区域内における許可（法第 12 条）
 特盛許可：特定盛土等規制区域内における許可（法第 30 条）
 特盛届出：特定盛土等規制区域内における届出（法第 27 条）

(2) 造成規模（面積）による考え方

異なる規制区域内で一体的に工事が行われる土地についての許可等の要否の判断について、造成規模（面積）による考え方を図 2.2 に示します。

宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	許可	届出
3,100 m ² 許可対象規模		宅造 許可	
2,700 m ² 許可対象規模	400 m ² 規模未満	宅造 許可	
※宅地造成等工事規制区域内が許可要件に該当			
1,100 m ² 許可対象規模	2,000 m ² 届出対象規模	宅造 許可	
※宅地造成等工事規制区域内が許可要件に該当			
600 m ² 許可対象規模	3,100 m ² 許可対象規模	宅造 許可	
※宅地造成等工事規制区域内が許可要件に該当			
500 m ² 規模未満	2,600 m ² 届出対象規模	特盛 許可	
※全体が特定盛土等規制区域内の許可要件に該当			
50 m ² 規模未満	3,050 m ² 許可対象規模	特盛 許可	
※全体が特定盛土等規制区域内の許可要件に該当			
宅造許可：宅地造成等工事規制区域内における許可（法第 12 条） 特盛許可：特定盛土等規制区域内における許可（法第 30 条） 特盛届出：特定盛土等規制区域内における届出（法第 27 条）	3,100 m ² 許可対象規模	特盛 許可	
凡例  法第 12 条に基づく許可  "（一体的に規制）  法第 30 条に基づく許可  "（一体的に規制）  法第 27 条に基づく届出  "（一体的に規制）	400 m ² 規模未満	400 m ² 規模未満	特盛 届出
	※全体が特定盛土等規制区域内の届出要件に該当		
	50 m ² 規模未満	750 m ² 届出対象規模	特盛 届出
	※全体が特定盛土等規制区域内の届出要件に該当		
	800 m ² 届出対象規模		特盛 届出

図 2.2 複数の規制区域にまたがる盛土等に対する許可の造成規模（面積）による考え方

(3) 異なる許可権者の規制区域にまたがる場合

図 2.3 の E・F のように、異なる許可権者（宮崎市長、熊本県知事、大分県知事、鹿児島県知事）の規制区域にまたがって、一体的に工事が行われる土地についても許可、届出の可否については、「(2)基本的な考え方」のとおりとします。申請は、面積に応じて本県と他自治体にそれぞれに申請することとなります。

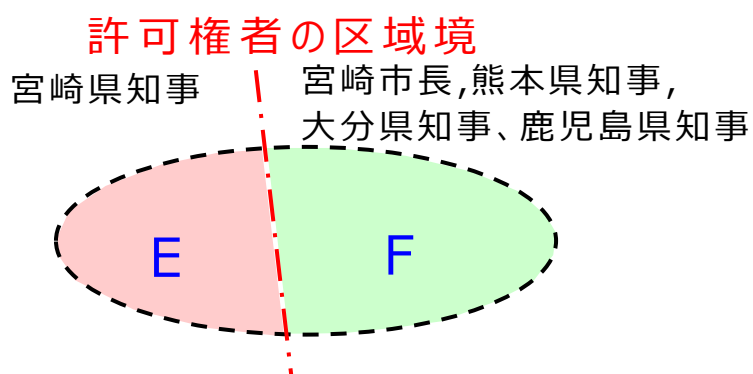


図 2.3 異なる許可権者の規制区域にまたがる盛土等の概念図

3. 許可基準

3.1 住民への周知（法第 11 条、法第 29 条、省令第 6 条、省令第 62 条）

許可申請に当たっては、当該工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要があります。

3.2 工事主の資力・信用（法第 12 条第 2 項第 2 号、法 30 条第 2 項第 2 号）

許可に当たっては、工事主が工事を行うために必要な資力及び信用があることを審査します。

3.3 工事施行者の能力（法第 12 条第 2 項第 3 号、法 30 条第 2 項第 3 号）

許可に当たっては、工事施行者が工事を完成させるために必要な能力を有していることを審査します。

3.4 土地所有者等の同意（法第 12 条第 2 項第 4 号、法 30 条第 2 項第 4 号）

許可申請に当たっては、当該工事に係る範囲内の土地の所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する全ての者の同意を得ておく必要があります。

3.5 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準

許可に当たっては、宅地造成及び特定盛土等に関する工事は表 3.1、土石の堆積に関する工事は表 3.2 の技術的基準について審査します。

表 3.1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

(法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項、政令第 7 条～第 18 条、第 20 条)

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第 7 条第 1 項第 1 号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 7 条第 1 項第 2 号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策(段切りその他の措置)について
	第 7 条第 2 項第 1 号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第 7 条第 2 項第 2 号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第 12 条各号の土地において、高さ 15m を超える盛土の地盤の安定の保持の確認(土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算)について
	第 7 条第 2 項第 3 号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策(地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置)について
擁壁の設置に関するもの	第 8 条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第 9 条～第 13 条	擁壁の構造について (鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造)
	第 17 条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について(注 1)
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第 14 条第 1 項第 1 号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第 14 条第 1 項第 2 号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第 15 条第 1 項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について(石張り、芝張り、モルタル吹付け等)
	第 15 条第 2 項	地表面(注 2)の雨水その地表水からの浸食からの保護について(植栽、芝張り、板柵工等)
排水施設の設置に関するもの	第 16 条	排水施設の構造、機能について

注 1: 国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省のホームページで公表されています。

[宅地擁壁について\(国土交通省ホームページ\)](#)

注 2: 特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。(政令第 18 条)

3.6 土石の堆積に関する工事の技術基準

表 3.2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

(法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項、政令第 19 条)

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第 19 条第 1 項第 1 号	勾配の制限について(勾配 1/10 以下)
	第 19 条第 1 項第 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 19 条第 1 項第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第 19 条第 1 項第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第 19 条第 1 項第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について

3.7 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

3.7.1 資格を有する者の設計対象工事(法第 13 条第 2 項、政令第 21 条)

- ・高さが 5m を超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置

3.7.2 設計者資格(法第 13 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号)

上記 3.7.1 の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ①学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ②学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ③②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学

校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者

④学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者

⑤国土交通大臣が①から④のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者

イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第三十六号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者を含む。)

ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者

エ 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者

オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が政令第 22 条第 1 号から第 4 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

4. 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等

4.1 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、事前に許可申請の可否を確認するための事前相談を受け付けております。

事前相談を希望される方は、必要書類を添えて、8.問い合わせ先に事前相談をしてください。

事前相談書の様式は、宮崎県のホームページで公表しています。

[事前相談申出書の様式について\(宮崎県ホームページ\)](#)

4.2 事前協議

工事の許可申請書の提出に先立って、許可申請に必要な図書一式を準備していただき、許可基準に適合しているか等を確認するための事前の協議を行います。（事前協議は必要図書一式が揃っていない場合、例えば図面、技術的基準の確認のみでも可能です。）

特に、手数料の額に関わる面積（盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積）に変更が生じると大幅に審査工程のやり直しが生じるため、事前協議にて面積の考え方をよく確認してください。事前協議を完了した後、許可申請までに、周辺地域の住民に対し、説明会の開催等により工事内容の周知が必要となります（住民周知の範囲は表 4.3 参照）。

4.3 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領

4.3.1 許可申請図書、提出部数

（1）許可申請に必要な図書

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書は、表 4.1 のとおりです。なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表 4.1 許可申請に必要な図書

名称	内 容 等	区分ごとの要否		備 考
		宅 地 造 成、特定 盛土等	土石の堆 積	
1.許可申請書	・申請者、工事の概要等を記載 (様式第2又は第4)	要	要	(省令第7条第1項・第2項)
2.委任状	(任意様式)	備考に該 当する場 合は要	備考に該 当する場 合は要	・代理人が申請手続を行う場 合 ※行政書士法において、行政 書士又は行政書士法人でな い者が、業として官公署に提 出する書類を作成する業務 を行うことは禁止されていま す(他の法律に別段の定め がある場合を除く)。(細則第 7条第5号)
3.許認可等の写し	・他の法令で許認可等を要する時は、そ れらの許認可等を証する書類(任意様 式)	要	要	(細則第7条第5号)
4.申請地及びその周 辺の写真	・申請地及びその周辺の写真	要	要	(省令第7条第1項第6号・ 第2項第4号)
5.工事主の資力・信 用に関する書類、工 事主の誓約書	〈共通事項〉 ・工事主の資力及び信用に関する申告書 (細則様式第7号) ・資金計画書(様式第3又は第5) ・預金残高証明書又は融資証明書 ・破産手続の決定を受けて復権を得ない 者等に該当しないことの誓約 ・法に違反していない旨などの誓約 ・暴力団員との関係を有しないことの誓約 〈個人の場合〉 ・住民票又は個人番号カード(番号を黒 塗りしたもの)の写し※1 ・所得税の納税証明書(未納がないことの 証明) 〈法人の場合〉 ・登記事項証明書 ・役員の住民票又は個人番号カード(番 号を黒塗りしたもの)の写し※1,2 ・法人税の納税証明書(未納がないことの 証明)	要	要	(法第12条第2項第2号及 び第30条第2項第3号、省 令第7条第1項第7号～第 9号・第2項5号～第7号、 細則第7条第2号・第5号) ※1氏名及び住所が確認でき る公的証明証の写しも可。 〈例〉 運転免許証、小型船舶免 許証、猟銃・空気銃所持 許可証、在留カードなど ※2役員については、経営に 直接的な決定権を有する 役員とすることも可。
6.権利者全ての同 意を得たことを証す る書類	・権利者の同意書(細則様式第4号) ・権利者関係一覧表(細則様式第6号) ・公図の写し ・土地の登記事項証明書 ・同意者の印鑑証明	要	要	(省令第7条第1項第10号、 第2項第8項、細則第4条、 第7条第1号・5号)
7.住 民 へ の 周 知 措 置を講じたことを証 する書類 (注1)	・住民周知報告書(細則様式第5号) ○開催方法毎の必要書類 〈説明会開催の場合〉 ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料 (議事録または議事要約、説明会に用い た資料等) 〈書面配布の場合〉 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 〈掲示及びインターネットによる場合〉 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し(URL含む) ※住民周知の範囲は表4.3に示す範囲を 参考とすること	要	要	(省令第6条、第7条第1項 第11号、細則第6条) ・周知する工事の内容 ①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の 所在地 ③工事施行者の氏名又は名 称 ④工事の着手予定日及び完 了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ(土石 の堆積の最大堆積高さ) ⑥盛土又は切土をする土地 の面積(土石の堆積を行う 土地の面積) ⑦盛土又は切土の土量(土 石の堆積の最大堆積土量)

名 称	内 容 等	区 分 ご と の 要 否		備 考
		宅 地 造 成、特 定 盛 土 等	土 石 の 堆 積	
8.設計者の資格を証する書類	・設計者の資格に関する申告書（細則様式第3号） ・卒業証明書 ・大学院に1年以上在学したことの証明書 ・宅地造成技術講習会 修了証書 ・実務経歴証明書 ・資格、免許等の写し（注2）	備考に該当する設計をするときは要	備考に該当する設計をするときは要	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置（省令第7条第1項第5号、細則第4条、細則第7条第5号）
9.工事施行者の能力に関する書類	・工事施行者の能力に関する申告書（細則様式第8号） ・法人の登記事項証明書 ・建設業等の許可証明書	要	要	（法第12条第2項第3号及び第30条第2項第3号、細則第7条第4号・第5号）
10.土量計算書	・盛土又は切土の土量計算書	要	要	・平面図、断面図を元に作成など（細則第7条第5号）
11.構造計算書	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要（注3） ・構造計画、応力算定及び断面算定	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合（省令第7条第1項第2号） ・崖面崩壊防止施設の場合（政令第14条、省令第31条）
	・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	—	備考に該当する場合は要	・土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合（省令第7条第2項第2号、第32条）
		—	備考に該当する場合は要	・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合（省令第7条第2項第3号、第34条第1項第1号）
12.大臣認定擁壁	・認定書 ・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	当該擁壁を使用する場合は要	当該擁壁を使用する場合は要	（政令第17条）
13.地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書	・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書	備考に該当する場合は要	—	・災害の生じるおそれ特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合（省令第7条第1項第3号） ・崖面を擁壁で覆わない場合（省令第7条第1項第4号）
	・盛土等の安定計算書	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	・【技術的基準編】の、2.3～2.5の盛土に該当するもの（細則第7条第5号）
14.排水計算書	・流量計算書及び流域図等から排水能力を確認するための計算書	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	排水施設を設ける場合（細則第7条第5号）

名 称		内 容 等		区分ごとの要否		備 考
				宅 地 造 成、特定 盛土等	土石の堆 積	
15.図面	(細分)	(内容)	(縮尺)	(区分ごとの要否)		(備考)
	1.位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	要	要	(省令第7条第1項第1号・第2項第1号)
	2.地形図	・方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	1/2,500以上	要	要	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第7条第1項第1号・第2項第1号)
	3.平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土(赤色で着色)又は切土(黄色で着色)をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	要	—	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第1項第1号)
		・方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	—	要	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第2項第1号)
	4.断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	要	—	高低差の著しい箇所について作成すること。 (省令第7条第1項第1号)
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	—	要	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること。(省令第7条第2項第1号)
	5.排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500以上	要	—	土石の堆積については、平面図に記載すること (省令第7条第1項第1号)
	6.崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	要	—	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)

名 称		内 容 等		区分ごとの要否		備 考
				宅 地 造 成、特定 盛土等	土石の堆 積	
15.図面	7.擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合は要	(省令第7条第1項第1号)
	8.擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料、内径、透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)
	9.崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)
	10.崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)
	11.排水施設構造図	・構造詳細図	—	要	要	(細則第7条第5号)
	12.防災計画平面図	・防災工事計画の詳細	—	要	—	(細則第7条第5号)
	13.防災施設構造図	・同上	—	要	—	(細則第7条第5号)
	14.求積図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	—	要	要	(細則第7条第5号)

注1：政令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土を行う場合は、説明会開催が要件となります。

注2：設計者の資格については、表4.2を参照してください。

注3：崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付して下さい。

注4：証明証については、本申請日から遡って3か月以内のものを提出してください。

表 4.2 設計者の資格を証する書類

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	☐ 卒業証明書 ☐ 実務経験証明書
短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	☐ 宅地造成技術講習会修了証書 ☐ 実務経験証明書
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	☐ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ☐ 実務経験証明書
技術士＜建設部門、農業部門（農業農村工学に限る。）、森林部門（森林土木に限る。）、水産部門（水産土木に限る。）＞	☐ 技術士の登録証明書
一級建築士	☐ 一級建築士の資格証明書

表 4.3 住民への周知を行う範囲

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土（切土）の境界（法尻）から盛土（切土）の最大高さhに対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲） 《参考図》
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 I の範囲） 《参考図》
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図） 《参考図》

個人が居住する住宅等又は法人の営業所等（支店等を含む）、もしくはその両方が表 4.3 に示す範囲に存在する場合は、住民等へ周知をする必要があります。

なお、法人への説明又は資料の配付等を行う場合は、代表者又は責任者等に周知してください。

※トラブル防止の観点から、隣接する生活の本拠がない土地（田畑など）や建築物（倉庫など）の所有者、盛土等を行う土地の境界から水平距離数十メートル（腹付け盛土においては、下流方向に水平距離 50m から数百メートル）程度の範囲の住民、住民への周知を行う範囲に含まれる自治会等については、周知するよう努めてください。

(2) 許可申請図書の提出部数

申請書提出部数は表 4.4 に示すとおりです。宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書は、宮崎県の申請書提出先（表 4.10 参照）へ提出してください。

表 4.4 申請書提出部数

区 分		宮崎県知事許可
申 請 書 提出部数	正 本・副 本	合 計 2 部

4.4 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出書作成要領

4.4.1 対象規模、届出図書、提出部数

特定盛土等規制区域において、表 4.5 に示す届出書の対象規模の工事を行う場合は、それぞれ法第 27 条第 1 項に基づき、届出書を作成し、宮崎県の申請窓口へ表 4.7 の部数を提出してください。ただし、第 30 条第 1 項の許可、第 35 条第 1 項の変更許可、第 35 条第 2 項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出に必要な図書は、「表 4.6 届出書に必要な図書」のとおりです。なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表 4.5 届出の対象規模等

行為	対象規模	提出期日	様式	備考
宅地造成 又は特定 盛土等	①盛土で、高さが 1m を超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが 1m 以下であっても、切土と合わせて高さが 2m を超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが 2m を超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² を超えるもの	工事に着手する日の 30 日前まで	様式第 19 (省令第 58 条第 1 項)	(法第 27 条第 1 項、法第 28 条第 1 項)
土石の堆積	①高さが 2m を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 m ² を超えるもの		様式第 20 (省令第 58 条第 2 項)	

表 4.6 届出書に必要な図書

名称	細分	内 容 等	縮 尺	区 分		備 考
				宅 地 造 成、特 定盛土 等	土 石 の 堆 積	
1. 届 出 書類	届 出 書	・届出者、工事の概要等を記載 (様式第 19 又は第 20)	—	要	要	(省令第 58 条第 1 項第 1 号)
	届 出 者 を 確 認 す る 書 類	〈個人の場合〉 ・住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し※1 〈法人の場合〉 ・登記事項証明書 ・役員の住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し※1,2	—	要	要	(省令第 7 条第 1 項第 7 号～第 8 号・第 2 項 5 号～第 6 号) ※1 氏名及び住所が確認できる公的証明証の写しも可。 〈例〉 運転免許証、小型船舶免許証、猟銃・空気銃所持許可証、在留カードなど ※2 役員については、経営に直接的な決定権を有する役員とすることも可。
	申 請 地 及 び そ の 周 辺 の 写 真		—	要	要	(省令第 7 条第 1 項第 6 号・第 2 項第 4 号)
2. 図 面	1. 位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	(省令第 7 条第 1 項第 1 号・第 2 項第 1 号)
	2. 地形図	・方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	1/2,500 以上	要	要	等高線は、2m の標高差を示すものとする。 (省令第 7 条第 1 項第 1 号・第 2 項第 1 号)
	3. 平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土(赤色で着色)又は切土(黄色で着色)をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	要	—	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第 7 条第 1 項第 1 号)
		・方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	—	要	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第 7 条第 2 項第 1 号)

名 称	細 分	内 容 等	縮 尺	区 分		備 考
				宅 地 造 成、特 定盛土 等	土 石 の 堆 積	
2.図面	4.断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	—	高低差の著しい箇所について作成すること。 (省令第7条第1項第1号)
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	—	要	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること。(省令第7条第2項第1号)
	5.排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	要	—	土石の堆積については、平面図に記載すること (省令第7条第1項第1号)
	6.崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	要	—	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)
	7.擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合は要	(省令第7条第1項第1号)
	8.擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料、内径、透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)
	9.崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)
	10.崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)

表 4.7 届出書提出部数

区 分		宮崎県事許可
申 請 書 提出部数	正本・副本	合計2部

4.5 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領

4.5.1 対象規模、様式、提出部数

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において、表 4.8 に示す①②③の工事を行う場合、又は、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、それぞれ法第 21 条第 3 項又は第 40 条第 3 項等に基づき、次の要領で届出書を作成し、宮崎県の申請窓口へ、表 4.9 の部数を提出してください。

ただし、法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可、法第 16 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の変更許可、第 16 条第 2 項又は第 35 条第 2 項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

表 4.8 届出書の規模

書類の名称	工事の内容	提出期日	様式	備考
届出書	次の全部又は一部の除却工事を行う場合 ①高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設 ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止ぐい等	工事に着手する日の 14 日前まで	様式第 17(省令第 55 条、省令第 85 条)	(法第 21 条第 3 項、法第 40 条第 3 項、政令第 26 条各項、政令第 34 条)
	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合	転用した日から 14 日以内	様式第 18(省令第 56 条、省令第 86 条)	(法第 21 条第 4 項、法第 40 条第 4 項)

・添付書類は位置図、平面図、断面図(ただし断面図は法第 21 条第 3 項、法第 40 条第 3 項の届出の場合に限る)

表 4.9 届出書提出部数

区 分		宮崎県知事届出
届出書提出部数	正本・副本	合計 2 部

4.5.2 擁壁等に関する工事の変更届出書についての留意点

届出書に係る事項を変更しようとする場合は、細則第 13 条に基づく様式第 18 号により変更届出書を提出しなければなりません。

4.6 許可申請書の提出先

宮崎県（宮崎市の区域内の土地を除く。）における宅地造成及び特定盛土等規制法の許可申請は、工事主（又は申請手続の代理人）が、県知事に対して行ってください。申請書の提出先は表 4.10 のとおりです。

なお、宮崎県では、法に基づく許可申請書の提出においては、必要に応じて事前相談を行って申請の要否を確認するとともに、申請図書の提出に先立って事前協議を行い、提出図書一式を準備することとしています（4.1 章、4.2 章参照）。

また、事前協議を完了した後、許可申請までに、周辺地域の住民に対し、説明会の開催等により工事内容の周知が必要となりますので留意してください（住民周知の範囲は表 4.3 参照）。

表 4.10 許可申請書の提出先

宮崎県盛土対策課盛土規制担当
電話：0985-33-9263

4.7 標準処理期間

行政手続法第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、審査基準及び標準処理期間を定めています。図 4.1 に標準処理期間を示します。

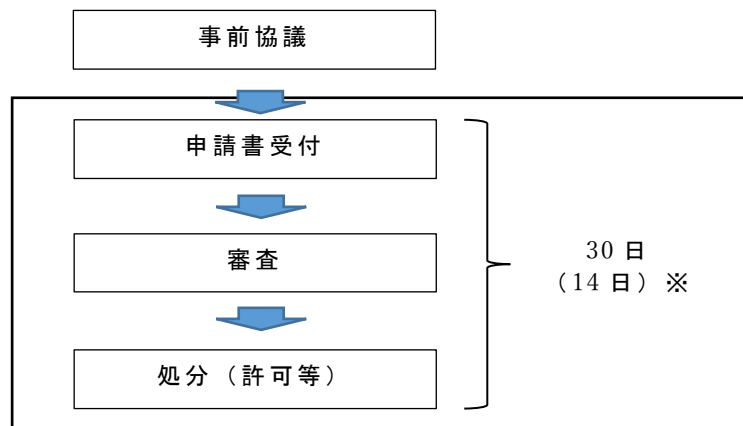


図 4.1 標準処理期間（申請受付から当該申請に対する処分をするまでの期間）

※（ ）内は土石の堆積に関する許可の期間

注1：標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。

注2：適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。

注3：標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

4.8 許可等申請手数料

本県では、表 4.11、表 4.12 のとおり許可等申請手数料を定めています。

また、手数料の納入方法については、宮崎県収入証紙による方法、クレジット払いによる方法がありますので、詳細については提出時に確認してください。

表 4.11 手数料（許可申請、中間検査）

盛土又は切土をする土地の面積	許可申請		中間検査※
	盛土・切土	土石の堆積	
500 ㎡以内	21,000 円	16,000 円	10,000 円
500 ㎡超、1,000 ㎡以内	32,000 円	18,000 円	11,000 円
1,000 ㎡超、2,000 ㎡以内	44,000 円	21,000 円	12,000 円
2,000 ㎡超、3,000 ㎡以内	62,000 円	24,000 円	13,000 円
3,000 ㎡超、5,000 ㎡以内	72,000 円	34,000 円	15,000 円
5,000 ㎡超、10,000 ㎡以内	96,000 円	37,000 円	16,000 円
10,000 ㎡超、20,000 ㎡以内	150,000 円	44,000 円	17,000 円
20,000 ㎡超、40,000 ㎡以内	228,000 円	58,000 円	18,000 円
40,000 ㎡超、70,000 ㎡以内	354,000 円	78,000 円	20,000 円
70,000 ㎡超、100,000 ㎡以内	498,000 円	114,000 円	26,000 円
100,000 ㎡超	642,000 円	138,000 円	27,000 円

※中間検査を複数回実施する場合は、申請毎に手数料が必要となりますので、留意してください。

表 4.12 手数料（変更許可申請）

項目	手数料
ア 面積の変化なし(工事の設計の変更)	従前の面積に対応する手数料の1／10
イ 面積の減少	変更後の面積に対応する手数料の1／10
ウ 面積の増加	従前の面積の許可申請手数料の1／10＋増加した面積に対応する許可申請手数料
エ 面積の増加(設計の変更無しで面積のみ増加)	増加した面積に対応する許可申請手数料
オ その他の変更(設計の変更及び面積の増減を伴わない変更)	10,000円

※計画変更許可申請にかかる手数料は、上記アからオのいずれかで算定

※「オ その他の変更」は、資金計画書の変更等

※許可申請にかかる手数料の最高限度額は、盛土・切土は 642,000 円、土石の堆積は 138,000 円

4.9 許可後における留意事項

4.9.1 標識の掲出

工事の許可を受けた工事主または特定盛土等に関する工事の届出を行った者は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、表 4.13 の事項を記載した標識（図 4.2）を掲げる必要があります（法第 49 条）。

表 4.13 標識に記載する事項

記載事項	様式
①工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②工事の許可年月日及び許可番号 ③工事施行者の氏名又は名称 ④現場管理者の氏名又は名称 ⑤工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ ⑧盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 ⑨盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 ⑩工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	・省令様式第二十三 （宅地造成、特定盛 土等の場合） ・省令様式第二十四 （土石の堆積の場合）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出 } 済標識 宮崎県知事		見取図			
				1	工事主の住所氏名
2	許可番号			第 号	
3	許可又は届出年月日			年 月 日	
4	工事施行者の氏名				
5	現場管理者の氏名				
6	盛土又は切土の高さ			メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積			平方メートル	
8	盛土又は切土の土量			盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
9	工事着手予定年月日			年 月 日	
10	工事完了予定年月日			年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者名及び連絡先				
12	許可又は届出担当の県（市）部局名称及び連絡先				

[注意]

1. 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
2. 2、3、9、及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入すること。
3. 工事主が個人の場合、氏名のみ記載とすることもできる。

図 4.2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

4.9.2 着手届の提出

許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、表4.14に示す書類を速やかに宮崎県知事へ届け出る必要があります。

表4.14 工事着手時に提出する書類

No.	書類の名称	様式	区分		備考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
1	宅地造成等に関する工事 着手届	細則 様式 第19号	要	要	(細則第14条)

[注意]

着手届には、以下の資料を添付すること。

- ・ 掲示した標識の写真
- ・ 標識の掲示位置が確認できる図面

4.9.3 工事内容の変更に関する報告

既に提出済みの申請書類に変更が生じる際には、その都度、「工事内容に関する報告書」（参考様式）に変更内容のわかる書類を添付して提出してください。

4.9.4 工事の変更許可申請

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、表4.15に示す書類を速やかに宮崎県知事へ提出する必要があります。

なお、変更許可申請を行う場合は、当該変更に係る部分の面積に応じて、表 4.12 に記載する手数料の納付が必要となります。

表4.15 提出が必要な書類

No.	書類の名称	様式	区分		備考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
1	宅地造成又は特定盛土 等に関する工事の変更許可 申請書	様式 第7	要	—	(省令第37条第1項)
2	土石の堆積に関する工事 の変更許可申請書	様式 第8	—	要	(省令第37条第2項)
3	工事の計画の変更に伴い 内容が変更となる書類	—	要	要	

4.9.5 軽微な変更に関する届出

表4.16に記載する軽微な変更をしようとするときは、「4.9.3工事の変更許可申請」は不要ですが、表4.17に示す書類を速やかに宮崎県知事へ提出する必要があります。

表 4.16 軽微な変更

No.	変更内容
1	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
2	工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 (土石の堆積に関する工事にあつては、変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

※土石を堆積する期間が許可内容を超える場合については、軽微な変更には該当しないため、通常の変更手続きが必要となります。

表4.17 提出が必要な書類

No.	書類の名称	様式	区分		備考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 体積	
1	宅地造成等に関する工事 の変更届出書	細則 様式 第12号	要	要	(細則第9条)

4.9.6 工事の中止・廃止・再開に関する届出

許可を受けた工事主又は届出（法第21条若しくは法第40条、法第27条）をした工事主が当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、表4.18に示す書類を速やかに宮崎県知事へ提出する必要があります。中止若しくは廃止しようとするときは、既に施行された工事によって災害が発生し、工事区域及びその周辺の住民に対し、被害を及ぼすことのないよう必要な防災措置を講じなければなりません。また、中止若しくは廃止する場合は、事前に県の担当部署に相談してください。

表4.18 提出が必要な書類

No.	書類の名称	様式	区分		備考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 体積	
1	宅地造成等に関する工事 中止・廃止・再開届書	細則 様式 第20号	要	要	(細則第15条)

4.9.7 許可に基づく地位の承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人（相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併)又は合併により新たに設立された法人(新設合併)）は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに許可権者に届け出てください。一般承継人に工事を相続する意思のないときは、工事廃止届出書を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人（一般承継人以外の承継人）は、一般承継人とは異なり、改めて工事の許可を受けなければなりません。

4.9.8 宅地造成等に関する工事許可等証明申請書

以下に定める規定に適合することを証する書面の交付を申し出るときは、表 4.19 に示す書類を速やかに宮崎県知事へ提出する必要があります。

- (1) 法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項に規定する許可若しくは変更許可を受けていること。
- (2) 政令第 5 条各号又は省令第 8 条各号に規定する宅地造成等に伴う災害発生のおそれがないと認められる工事等に該当し、法第 12 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項に規定する許可を要しないこと。

表4.19 提出が必要な書類

	書類の名称	様式	備考
1	宅地造成等に関する工事許可等証明申請書	細則様式第21号	(細則第16条)

4.9.9 提出部数

4.9.2、4.9.4～4.9.6に係る各提出書類の提出部数は表4.20のとおりです。

表 4.20 提出部数

区分	提出部数
正本・副本	合計2部

5. 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項

5.1 許可の条件

本県では、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事許可時に、次のような許可の条件を付しています。（法第 12 条第 3 項、法第 30 条第 3 項）

- 1 工事の施行にあたっては、施行区域の周辺地に、土砂流出等による害を与えないように留意するとともに、気象予報などに十分注意を払い、出水、土砂崩壊等に対する防災措置に万全を期すること。
- 2 工事施工に伴い、申請区域の内外を問わず既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。
- 3 工事施行中は、雨水等を速やかに排除するため必要な暗渠、開渠及び仮排水路等を設け、工事期間中その機能を失わないよう適切な管理を行うこと。
- 4 擁壁基礎、配筋、裏込コンクリート等工事完了後見えなくなる部分は、それぞれ工程中に写真を写して工事完了検査時に整理し、提出すること。
- 5 擁壁の基礎地盤は、深堀等により、良質な地盤を乱す事がないようにし、擁壁の背面土は、土質管理、施工方法に留意すること。
- 6 コンクリート、鉄筋等は、所定の強度、品質が得られるように、施工方法、品質管理に留意すること。
- 7 施行に際し、疑義が生じた場合及び計画を変更しようとする場合は、事前に本県及び関係する法令等の所管行政庁と協議し、必要な手続を行うこと。
- 8 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更をしたときは、遅延なく、その旨を知事に届出ること。また、許可のあった日から起算して 1 年を経過しても工事に着手していない場合は、その旨を知事に報告し、その指示に従うこと。
- 9 工事を中止した場合は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示する必要な措置を講ずること。
- 10 その他

5.2 検査・確認・定期報告

5.2.1 提出部数

中間検査申請書、完了検査申請書、確認申請書、定期報告書の提出部数は表 5.1 に示すとおりです。

表 5.1 申請書等提出部数

区分	提出部数
正本	合計 1 部

5.2.2 中間検査

表 5.2 に中間検査の対象規模等を示します。

中間検査は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程について、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

中間検査申請には、申請手数料が必要となりますので、詳細については、表 4.11、表 4.12 にてご確認ください。なお、中間検査を複数回実施する場合は、申請毎に手数料が必要となりますので、留意してください。

表 5.2 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	申請書類	検査申請時期
宅地造成 又は特定 盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ 5m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を配置する場合	様式第 13 号、検査対象を明示した平面図	暗渠排水管配置完了から 4 日以内

※申請書類には、以下の書類を添付してください。

- ①検査対象の写真
- ②工事主が中間検査に係る工事の完了を確認したことを証する資料
- ③必要に応じて盛土対策課が求める資料

5.2.3 定期報告

表 5.3 に定期報告の対象規模等を示します。

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。

定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の進捗状況となります。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

表 5.3 定期報告の対象規模等

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ 5m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超（①～④を除く）	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土留の施行状況	細則様式第 15 号、盛土、切土をしている土地の写真、報告対象を明示した平面図	許可日から 3 か月ごと
土石の堆積	①堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 m ² 超 ②堆積の面積 3,000 m ² 超	報告時点における土石の堆積の施行状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む）	細則様式第 16 号、土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真	許可日から 3 か月ごと

5.2.4 完了検査・確認

表 5.4 に完了検査等の区分、申請時期等を示します。

当該工事が宅地造成等の許可の内容に適合していることを判定するため、完了検査・確認を実施します。

表 5.4 完了検査等の区分、申請時期等

行為	区分	申請書類	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	完了検査	様式第 9	工事完了から4日以内
土石の堆積	確認申請	様式第 11	

※申請書類には、以下の書類を添付してください。

- ①着工前・工事完了後の写真
- ②工事主が検査又は検査結果を確認したことを証する資料
- ③必要に応じて盛土対策課が求める資料

許可工事の一部が完了した場合において、特別の事情があり、盛土対策課が必要性を認める場合は、一部完了の検査を行うことができます。なお、一部完了検査の実施を希望する場合は、別途協議書（参考様式）に、実施希望理由を記載して提出してください。

また、一部完了検査を実施することとなった場合は、申請書の備考欄に「一部完了検査申請」と「検査範囲」を記載し、備考欄で検査範囲を示すことができない場合は、別紙として、申請範囲が分かる図面等を添付して提出してください。

一部完了検査を行うことができるものの例は以下のとおりです。

- 1) 複数の離れた土地において、一部完了検査を受ける土地の工事が完了し、当該土地が独立して完全に使用し得るとき
- 2) 同一敷地で一体的に行われる工事において、一部完了検査を受ける部分の土地が、他の土地に災害防止上支障がないとき
- 3) 一体的な工事において、建築物の設置及び地表面の保護等により盛土等の完了検査に支障が生じるとき

なお、一部完了検査実施後に万が一が一手直し等が発生した場合は盛土対策課の指示に従ってください。

5.2.5 検査・確認・定期報告時の留意事項

検査・確認は、「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る工事検査要領」に基づいて行います。

検査・確認・定期報告が、工事の施工全般にわたって効率的かつ確実に行われるように、次の各事項に留意する必要があります。

- 1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- 2) 検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整の連絡を行うこと。
- 3) 検査に当たっては、工事主、工事施行者及び必要に応じて設計者が立ち会うこと。
- 4) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に申請を行うこと。
- 5) 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること。
- 6) 工事内容に、盛土や構造物の安定計算や地盤支持力の確認が含まれるものについては、検査時の確認に時間を要するため、検査の1週間前までに、盛土対策課に土質試験の結果や安定計算の結果を提出すること。
- 7) 検査・定期報告の結果、不適當な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

6. 申請手続きの流れ

宅地造成等に関する工事の許可申請手続きの流れは、図 6.1 に示すとおりです。

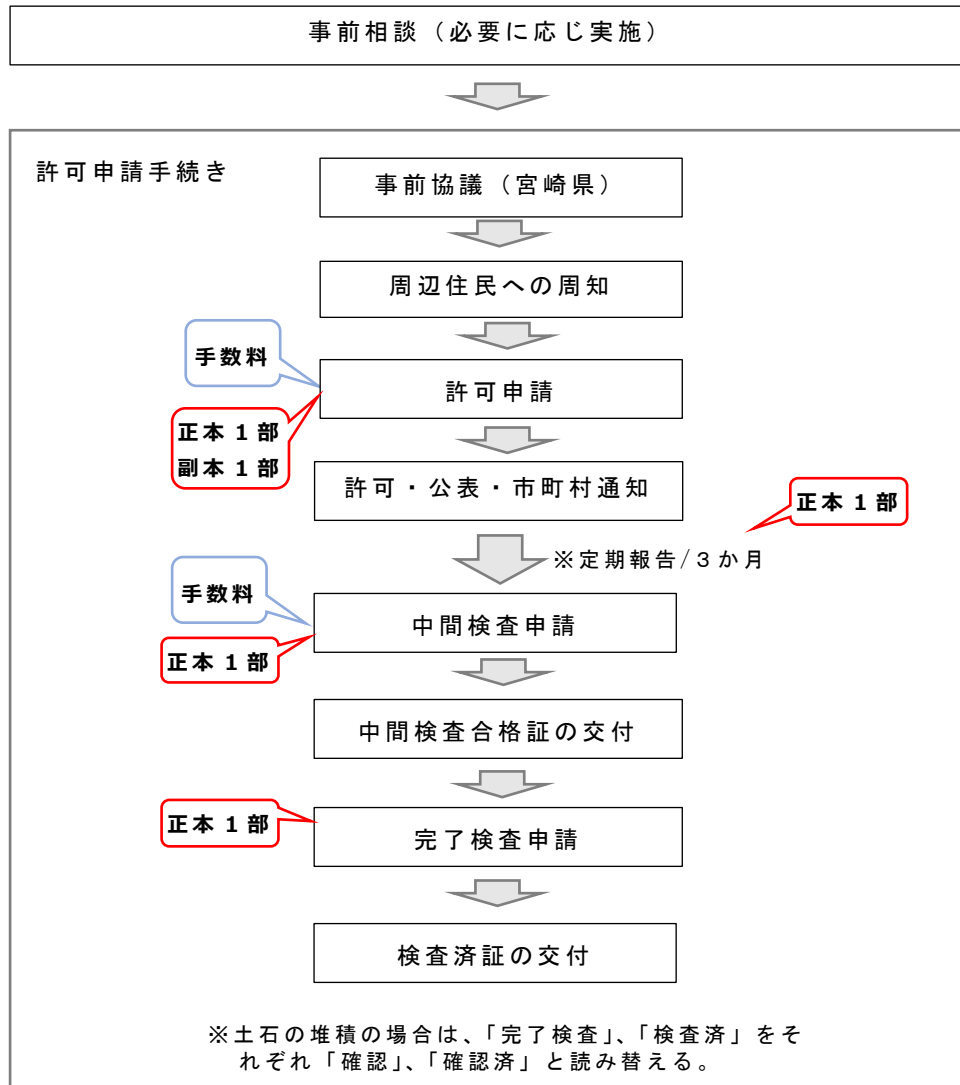


図 6.1 許可申請手続きの流れ

7. 手続きの一覧

表 7.1 に、許可申請に関する手続きの一覧を示します。

表 7.1 手続きの一覧

		手続の種類	根拠法令等	様式
事前協議		宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請にあたり行う事前の協議		「4.1 事前協議」参照
許可申請・届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項	様式第 2(省令第 7 条第 1 項又は第 63 条第 1 項)
		土石の堆積に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項	様式第 4(省令第 7 条第 2 項又は第 63 条第 2 項)
		特定盛土等に関する工事の届出(注)	法第 27 条第 1 項	様式第 19(省令第 58 条第 1 項)
		土石の堆積に関する工事の届出(注)	法第 27 条第 1 項	様式第 20(省令第 58 条第 2 項)
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項	様式第 7(省令第 37 条第 1 項又は第 67 条第 1 項)
		土石の堆積に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項	様式第 8(省令第 37 条第 2 項又は第 67 条第 2 項)
		宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出	法第 16 条第 2 項 法第 35 条第 2 項	細則様式第 12 号(細則第 9 条)
		特定盛土等に関する工事の変更届出(注)	法第 28 条第 1 項	様式第 21(省令第 61 条第 1 項)
		土石の堆積に関する工事の変更届出(注)	法第 28 条第 1 項	様式第 22(省令第 61 条第 2 項)
	標識の掲示		標識の掲示	法第 49 条
工事等の届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出 (宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行っている場合)	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項	様式第 15(省令第 52 条第 1 項又は第 82 条第 1 項)

		手続の種類	根拠法令等	様式
工事等の届出	当初	土石の堆積に関する工事の届出 (宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際、土石の堆積に関する工事を行っている場合)	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項	様式第 16(省令第 52 条第 3 項又は第 82 条第 2 項)
		擁壁等に関する工事の届出 (高さ2m超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合)	法第 21 条第 3 項 法第 40 条第 3 項	様式第 17(省令第 55 条又は第 85 条)
		公共施設用地の転用の届出 (公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合)	法第 21 条第 4 項 法第 40 条第 4 項	様式第 18(省令第 56 条又は第 86 条)
		工事の着手届出	細則第 14 条	細則様式第 19 号
	変更	届出工事(法第 21 条第 1 項又は法第 40 条第 1 項)の変更届出	細則第 12 条	細則様式第 17 号
		擁壁等に関する届出工事(法第 21 条第 3 項又は法第 40 条第 3 項)の変更届出	細則第 13 条	細則様式第 18 号
		宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止届出	細則第 15 条	細則様式第 20 号
中間検査		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査	法第 18 条第 1 項 法第 37 条第 1 項	様式第 13(省令第 46 条又は第 76 条)
定期報告	宅地造成等に関する工事の定期報告	法第 19 条第 1 項	細則様式第 15 号(細則第 11 条第 1 項)	
	土石の堆積に関する工事の定期報告	法第 19 条第 1 項	細則様式第 16 号(細則第 11 条第 2 項)	
完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査	法第 17 条第 1 項 法第 36 条第 1 項	様式第 9(省令第 40 条又は第 70 条)	
	土石の堆積に関する工事の確認	法第 17 条第 4 項 法第 36 条第 4 項	様式第 11(省令第 43 条又は第 73 条)	
その他		工事許可等証明書の交付の申請	省令第 88 条	細則様式第 21 号

注：特定盛土等規制区域内の手続になります。

※各種申請に必要な様式について、宮崎県のホームページで公表しています。

[盛土規制法の手続きに必要な書類について\(宮崎県ホームページ\)](#)

8. 問い合わせ先

連絡先
宮崎県 環境森林部・農政水産部農村振興局・県土整備部共管 盛土対策課 所在地：宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁防災庁舎7階 電話：0985-33-9263 Mail：morido-taisaku@pref.miyazaki.lg.jp ホームページアドレス： https://www.pref.miyazaki.lg.jp/morido-taisaku/shigoto/kokyojigyo/20230524183320.html